

安来市



空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ〜！

空き家リポーター
「りのにゃ〜」



イズカ建設に お任せください!

土木工事



解体工事



建設機材
運送業



有限会社 **イズカ建設**

〒692-0042 安来市大塚町1693-1
TEL (0854) 27-0227
FAX (0854) 26-4613

もくじ | Contents |



- 「空き家」
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには … 6
- 空き家を所有
することになったら …… 7
- 空き家を管理
する場合には …… 8
- 空き家を管理
できない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 解体のこと …… 14
- 空き家に関する相談先 … 15
- 空き家バンク …… 16

**UD
FONT** 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

安来市 空き家対策

令和6年2月発行

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山陰支店
〒690-0826 島根県松江市学園南2-4-18
TEL.0852-25-1366

※掲載している広告は、令和5年12月現在の情報です。
※広告内容は、安来市と直接の関係はありません。

広 告

塗装職人の匠の技! (住宅塗替)

(一社)日本塗装工業会会員



有限会社 板持塗装店

● オール節電塗装

● 無機質コーティング

☎ **22-3378**

安来市安来町1207-14(プラーナ横)

詳しくはホームページで➡



「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「安来市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



広告

住まいの相談・増改築から新築まで
—— 総合建設業・不動産業 ——



有限会社 **服部工務店**

安来市安来町741-1 ☎ **22-4649(代)** FAX **22-3697**



その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

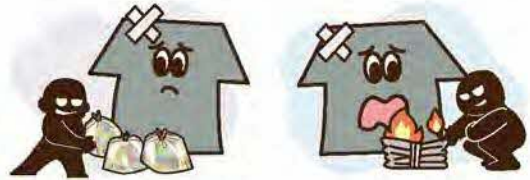


悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくると、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広告

墓じまい

様々な理由で仕方なく墓じまいや移設をお考えの方 ご相談承ります。

地元 安来のお墓の便利屋 永賞です。

相談・見積無料

おひとすじの(有)永賞石材

(墓石展示場・安来市神田町プレーナ前)

☎(0854)23-0333

(石材工場・安来市黒井田町9号線沿)

☎(0854)22-3182

墓じまいガイドブック
さしあげます。

永賞石材 検索

リフォーム工事

住宅に関するご相談・
お困りごとないですか?

お気軽に
ご相談
ください

有限会社 アズサ建設

島根県知事許可(般-2)第6559号

〒692-0034 島根県安来市宇賀荘町112-4

TEL(0854)23-2868

FAX(0854)22-6570

E-mail: azusa-k@sky.plala.or.jp



空き家について考えてみましょう！



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは何ですか？



空き家を
所有すること
になりました

所有者が
なすべきことを
知りましょう！

空き家の
使い方を
考えましょう！

知らないことが多いわ！



**空き家の所有者には
管理責任があります！**

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2、3参照

**家財処分、相続、
税金等について
知りましょう！**

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P7、11参照

広告

遺品整理
生前整理
空き家管理

山陰地方の遺品整理ならお任せください！

お気軽にお問い合わせください

遺品整理のモカミ

☎ 0854-26-4150

〒692-0007 島根県安来市荒島町2989-3

営業時間 9:00～18:00

定休日 土・日・祝日

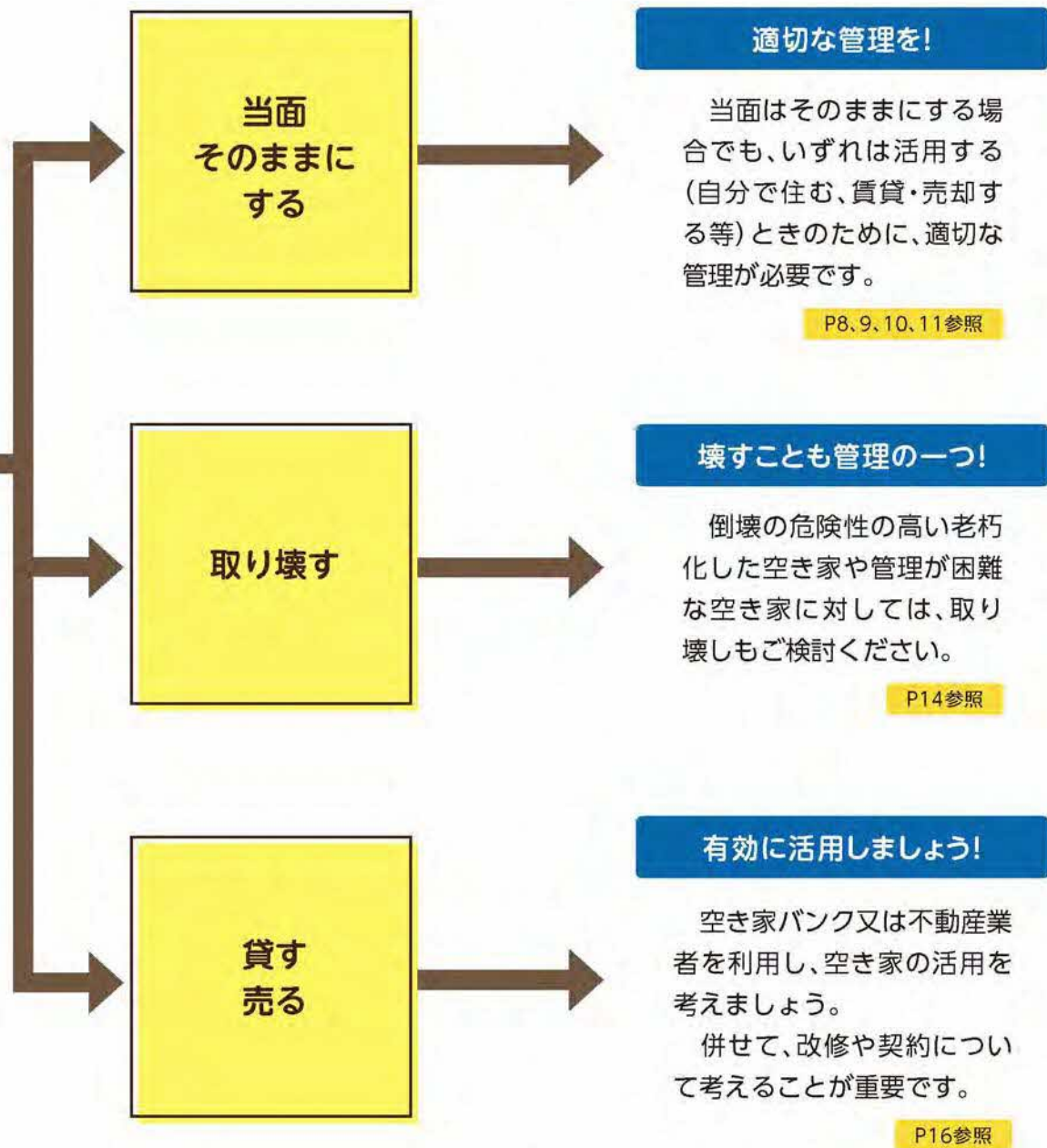
ホームページは
こちら▶▶▶

空き家の管理にお困りのあなたに！

【遺品整理・解体・リフォーム・外構工事】

～“家のお困りごと”はモカミ工業にご相談ください～

“駐車場の整備や外壁修繕、遠隔地対応”など、様々な依頼を受け付けております。



広 告

IH 株式会社ブルーエイチ

- 創エネ** 太陽光発電システム
- 蓄エネ** 蓄電池・V2H(Vehicle to Home)
- 省エネ** HEMS・IH・エコキュート・床暖房
EV急速充電スタンド・新電力

電化パック 特約店

島田町431-1 ☎0854-26-1000

- お困りごとの解決**
なんでも
やります!!!!
- 家電製品、家電修理、
 - 業務用エアコン取付・修理
 - 業務用冷蔵庫修理
 - トイレ修理、トイレ詰まり
 - 配管洗浄、システムキッチン
 - システムバス、リフォーム工事
 - 床張替、電気工事、太陽光発電
 - EVコンセント、カーポート設置
 - エアコン・換気扇洗浄、浴室暖房
 - トイレ換気扇/パソコン販売・修理
 - データ復旧、ネットワーク工事
 - 国内全メーカー、他店購入の家電製品の修理も承っております



松本デンキ店



安来町1622-2 ☎0854-23-1515

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



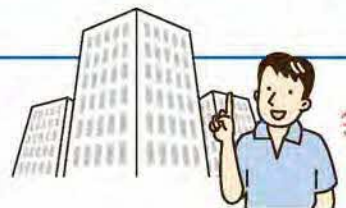
現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。

不動産登記の名義を確認するためには、お近くの法務局にて登記事項証明書を取得し確認できます。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたい意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないように、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの窓口に分けて対応します。特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の転出・死亡・入院等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受ける体制を関係課と連携して構築し、早期に空き家バンクへの登録を促します。また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口

利活用：やすぎ暮らしサポートセンター（やすぎ暮らし推進課内） TEL 0854-23-3059
適切な管理：建築住宅課 空き家対策係 TEL 0854-23-3343

広告



平井建設株式会社

お問い合わせ

☎ 0854-22-2218

受付時間／平日8:00～17:00



USIホーム

お問い合わせ

☎ 0120-225-915

受付時間／平日8:00～17:00 定休日／日曜日・祝日

Panasonic Builders Group | パナソニック ビルダースグループ

テクノストラクチャー



宅地建物取引業免許 島根県知事(4)第1068号・建設業許可 島根県知事(特-3)第8911

USIホーム 平井建設株式会社

〒692-0011 島根県安来市安来町763番地3

ホームページはこちら
<https://www.hiraikensetsu.jp/>



- ◆土木事業
- ◆建築事業
- ◆ひらいホーム
- ◆港湾事業
- ◆不動産事業
- ◆太陽光発電事業

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。令和6年4月1日から相続登記が義務化になります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- ・空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

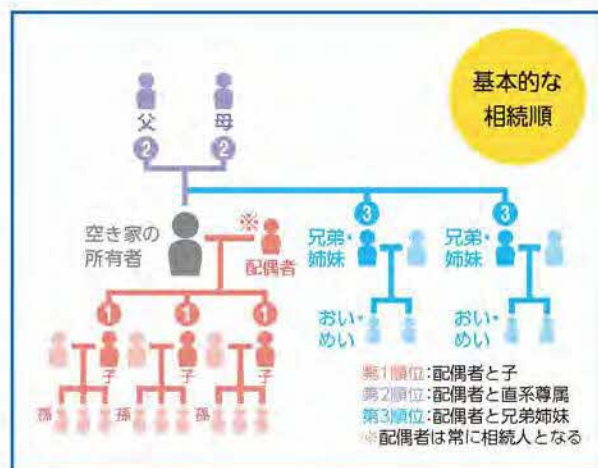
相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

住む人を考えた家づくり

有限会社 福間建築

福間建築の
3つの強み

1 設計・施工

2 地域密着

3 小口工事や
水道工事も

TEL.0854-35-0330 FAX.0854-35-0332

〒692-0625 島根県安来市広瀬町奥田原854 E-mail: fukuma@dojyokko.ne.jp



空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。



空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。

近隣に親しい方がおられたら、何かあった時のために連絡先を交換しておくのも大切です。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがいないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広 告

朝お預かり、夕方納品可能!

畳替え クロス貼替え
カーテンなら

大谷屋たたみ店に
お任せ下さい!

見積
無料!

(株)大谷屋たたみ店
TEL.0854-37-1379
携帯 090-4809-0532

一般建築工事一式・設計施工 リフォーム

相坂建築

(建設業)島根県知事許可(般-3)第7890号
(建築設計事務所)知事登録(6)第4730号

〒692-0042 島根県安来市大塚町128-1
TEL (0854) 26-4494
FAX (0854) 27-0658
E-mail: ai-saka7dojyokko.ne.jp

空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり

屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

雨どい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合)

バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

室内ドア・障子

・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

広告

地域・社会・ひとへの
「貢献」をめざして



株式会社コーケン

安来市下坂田町290-5

TEL.0854-23-7340

一般建築塗装

吹付塗装

防水工事

鋼橋塗装



(一社)日本塗装工業会会員

有限会社 アサノ塗装店

〒692-0042 島根県安来市大塚町663-16
TEL:0854-27-0236 / FAX:0854-27-0322
E-mail: asano-t@dojyokko.ne.jp

空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



広 告

人の住む家は家族が



笑顔が溢れる場所
であって欲しいと考えます
「自然と暮らす家」
を作り続けます。

UTILITY MAN

便利屋まるなが

- ・草刈り、枝切り
- ・不用品の整理
- ・エアコンクリーニング など

お見積り無料!!
困った事何でも
ご相談ください!!

CAFE LOACH

カフェ ローチ

天然木を使用した温もりある空間
が皆様をお迎えする丸永建設の顔
カフェローチ。

Instagram
@marunagakensetu



MARUNAGA

TEL 0854-22-2478

FAX 0854-23-2348

<https://www.marunaga.jp/>

丸永建設株式会社

〒692-0023 島根県安来市黒井田町1895番地3

総合建設業、土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び、土工工事業、石工事業、
屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、
浚渫工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、解体工事業



🏠 売却・賃貸のヒント

● どの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

● 売却するのに費用負担が難しい場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

● 狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

● 空き家所有者が認知症の場合には？

成年後見制度の利用を検討してみても…

● 借地で空き家が売却できない場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

● 古くて貸せるか悩んでいる場合には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

● 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の建築住宅課空き家対策係になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円（市街化区域内は800万円）を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の都市政策課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照

広告

中国電力ネットワーク(株)認定

電気工事業・電気通信工事業

有限会社 土江電工

〒692-0051 安来市切川町1763番地
E-mail:t223864@doiyokko.ne.jp

TEL・FAX:0854-22-3864

売却のこと

メリットは? デメリットは? どう売くの~?

🏠 メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が必要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



🏠 デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者



① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



⑤ 広告

販売活動を行います



② 物件調査

売却予定物件を調査します



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します

広告

— 皆様のかかりつけ薬局 —

— 保険調剤・くすり —

調剤薬局ケイ

	月	火	水	木	金	土
8:30 ~ 18:00	●	●	●		●	
8:30 ~ 16:30				●		
8:30 ~ 12:30						●

休業日: 土曜午後、日曜、祝日

十神店 / 安来市南十神町14-1

☎(0854)23-0700 FAX(0854)22-0800

・やすらぎのおてつだい
二仏壇・仏具・盆提灯 創業90余年・

有限会社

あらがね
荒銀仏具店

安来店 / 安来市安来町1232(八万町)

☎(0854)22-1728

<https://www.citydo.com/sp/0854-22-1728>



賃貸のこと

メリットは? デメリットは? どう貸すの~?

🏠 メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



🏠 デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



所有者 不動産業者 建築士等

専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



- ① まずは不動産業者に相談
物件の調査も行います
- ② 物件調査(リフォームする場合)
▶ リフォームを行わない場合は④へ
・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
・計画が決まれば、見積書を作成
- ③ リフォーム
見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼

- ④ 媒介契約の締結
賃貸の仲介を依頼します
- ⑤ 賃貸契約の締結
不動産業者の仲介により入居者と契約
- ⑥ 賃貸開始
所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者をお願いするのか?
相談してください

広告

安心の10年保証 全国板金工業組合加盟店

屋根・板金・雨樋工事

株式会社 山崎工業

安来市下坂田町645-1 ☎ 0854-22-3236

ホームページ ▶

yamasaki-kougyou.com



Instagram ▶

@YAMASAKIKOUGYOU



TikTok ▶

M-roof @yamasakikoug



解体のこと

空き家の解体のメリットは? デメリットは?


メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が必要



デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者

建築士等



① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します

③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑧ 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。



⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



解体した建物は、滅失登記をしましょう

広告

解体工事

なら

お任せください!

有限会社 イズカ建設

〒692-0042 安来市大塚町1693-1


TEL (0854) 27-0227 / FAX (0854) 26-4613





空き家に関する相談先




 空き家の利活用をしたいとき

安来市空き家バンクについて(詳細はP16) やすぎ暮らしサポートセンター(やすぎ暮らし推進課内)	☎0854-23-3059 https://yasugi-gurashi.jp/archives/akiyabank	
不動産業者などの相談について 松江宅建センター	☎0852-25-6537 http://www.takken-matsue.jp/	


 空き家を解体したいとき

島根県内の解体や廃棄物の相談は 一般社団法人 しまね産業資源循環協会	☎0852-25-4747 https://www.shimane-sanpai.org/wp/	
安来市内の建設業者などの相談について 一般社団法人島根県安来建設業協会	☎0854-32-2403 https://www.kenkyo-yasugi.com/	
解体費用のシミュレーション、解体後の土地売却価格の AI査定や解体相談は (株)クラッソネ	☎0120-479-033 https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/others/crassone.html	


 空き家の相談をしたいとき

空き家全般の相談は 安来市役所 建築住宅課 空き家対策係	☎0854-23-3343 https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/others/akiya.html	
老朽危険空き家についての相談は 安来市役所 建築住宅課 空き家対策係	☎0854-23-3343	
空き家、空き地の樹木繁茂やゴミの不法投棄についての相談は 安来市役所 環境政策課 環境対策係	☎0854-23-3098	
解体等の補助金の相談は 安来市役所 建築住宅課 空き家対策係	☎0854-23-3343	
空き家の悩み相談や問題解決に向けた情報提供、 事業者とのマッチングの相談は (株)ジチタイアド akisol(アキソル)	☎0120-772-135 https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/others/akisol.html	

— 広 告 —



有限
会社

黒井田重機工事



業務内容

木造・コンクリート解体工事一式

真砂土販売

駐車場造成工事及び宅地造成工事

産業廃棄物・収集・運搬・処理

災害跡地の整理

中間処理

島根県安来市黒井田町2053番地

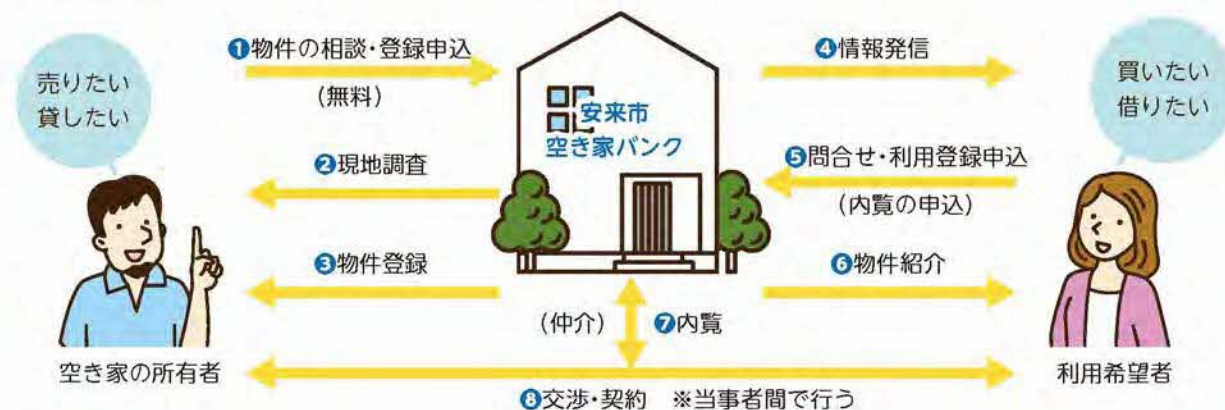
TEL (0854) 23-1205
FAX (0854) 22-6478



住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- ・登録費用 無料
- ・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- ・改修や家財の処分費用の補助等が受けられます。
- ・インターネットで全国に発信
- ・安来市定住支援サイト「やすぎぐらし」に物件情報が掲載されます。

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家
- ※物件の状態によっては、登録できない場合があります。

お問合せ

やすぎ暮らしサポートセンター
(安来市役所 やすぎ暮らし推進課内)

☎0854-23-3059

<https://yasugi-gurashi.jp/archives/akiyabank>



広告

アクアシステム株式会社

水廻りの事なら何でもご相談下さい
台所・お風呂・トイレ・エアコン・エコキュートなど

暮らしを支える仕事です。一緒に働く仲間を募集中です!!

<https://aqua-sys.co.jp>

aquasystem.1963

本社

島根県安来市安来町431
☎(0854)22-3538(代)
FAX(0854)23-1611

松江支店

松江市八幡町896-2
☎(0852)37-1860

奥出雲営業所

仁多郡奥出雲町下横田104-2
☎(0854)52-0353





安来市
空き家対策

